

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 18 日

各地方農政局農村振興部農村環境課長 殿
(九州農政局及び沖縄総合事務局は参考)

農村振興局農村政策部
農村環境課鳥獣対策室長

農作業中におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について (依頼)

昨年度は、春以降クマ類による死傷事故が発生しているほか、各地の市街地周辺でも出没するなどの活動が確認されております。

環境省からは、別紙のとおり、各都道府県の鳥獣行政担当課長宛に住民や観光客等に対するクマ情報の提供や注意喚起、クマと遭遇した際の対応方法などクマに関する知識の普及啓発などについて、広く一般の方への浸透を求める事務連絡が発出されているところであり、今後農繁期を迎えることから、林縁地付近の圃場等での農作業においてもクマへの注意が必要です。

農作業中におけるクマによる人身被害の防止に万全を期すとともに、農作物等への被害を防止するため、環境部局や森林部局等と連携して、農業者等への指導及び注意喚起を徹底頂くよう、貴管内の都府県に対して依頼をお願いします。

【参考】

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/kuma_leaflet.pdf

【担当】

農林水産省農村振興局農村環境課鳥獣対策

担当：中村、伊藤 [TEL:03-6744-7642](tel:03-6744-7642) (直通)

事務連絡
平成30年4月18日

北海道農政部技術普及課長 殿

農村振興局 農村政策部
農村環境課 鳥獣対策室長

農作業中におけるクマの出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

昨年度は、春以降クマ類による死傷事故が発生しているほか、各地の市街地周辺でも出没するなどの活動が確認されております。

環境省からは、別紙のとおり、各都道府県の鳥獣行政担当課長宛に住民や観光客等に対するクマ情報の提供や注意喚起、クマと遭遇した際の対応方法などクマに関する知識の普及啓発などについて、広く一般の方への浸透を求める事務連絡が発出されているところであり、今後農繁期を迎えることから、林縁地付近の圃場等での農作業においてもクマへの注意が必要です。

農作業中におけるクマによる人身被害の防止に万全を期すとともに、農作物等への被害を防止するため、環境部局や森林部局等と連携して、農業者等への指導及び注意喚起を徹底頂くよう、お願いします。

【参考】

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/kuma_leaflet.pdf

【担当】

農林水産省農村振興局農村環境課鳥獣対策

担当：中村、伊藤 [TEL:03-6744-7642](tel:03-6744-7642)（直通）

別紙
事務連絡
平成30年4月18日

各都道府県
鳥獣行政担当課長 様

環境省野生生物課
鳥獣保護管理室長

平成30年度におけるクマ類の出没に係る適切な対応について（依頼）

平素より、鳥獣保護管理行政の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年度は、春以降クマ類による死傷事故が発生しているほか、各地の市街地周辺でも出没するなど、住民の関心も高く、注意喚起などの広報や体制整備、出没時対応など各種の対応に御尽力をされたものと存じます。

これからの時期は、クマ類の冬眠が明けるとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え山野へ入る機会が多くなることから、地域住民や観光客等と冬眠明けのクマ類との不慮の遭遇が懸念されます。

そのため、各都道府県におかれましては、

- 1 住民や観光客等に対するクマ情報の提供や注意喚起
- 2 クマと遭遇した際の対応方法などクマに関する知識の普及啓発
- 3 人とクマとのあつれき解消に向けた取り組みの一層の推進

※ 上記について、自治会・町内会などでの回覧文、広報紙や、公民館などで掲示、インターネットなど、各種媒体を活用して、広く一般の方への浸透をお願いします。

等について、関係部局と連携の上、現地の状況に応じた適切かつ迅速な対応をお願いします。

併せて、鳥獣保護管理事業計画やクマ類の特定計画を新たに制定した都道府県におかれましては、これらの計画に基づき適切に対応されるようお願いいたします。

【参考】

○環境省作成マニュアル及びパンフレット等の掲載アドレス

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

(茨城県、千葉県、四国4県、九州8県については、クマ類の恒常的生息域ではない、又は捕獲実績がないなどとなっておりますので、実情に応じてご対応をお願いします。)

環境省野生生物課鳥獣保護管理室
担当：白岩 TEL03-5521-8285
MAKOTO_SHIRAIWA@env.go.jp